

受動喫煙防止対策検討委員会
精神病床を有する病院等の屋外喫煙区域に関するワーキンググループについて

1. 開催目的

精神病床を有する病院等で治療のために認められている屋外喫煙区域（屋外喫煙所）の今後の取扱いについて検討を行うため、受動喫煙対策検討委員会内にワーキンググループを設置する。

2. 構成委員

別添のとおり

3. 今後のスケジュール（案）

（7月20日 第1回受動喫煙防止対策検討委員会にて設置了承）

9～10月 ワーキンググループ開催

※現地参加及びオンライン参加を併用

【進め方】

①関連団体による意見陳述（第1回 10月1日）

- ・兵庫県精神科病院協会
- ・兵庫県保健所長連絡会

②グループとしての方針を決定（第2回）

- ・意見陳述内容及び関連資料などを踏まえて検討

11月

第2回受動喫煙防止対策検討委員会開催

グループとしての方針を報告の上、検討委員会としての最終方針を決定

【別添名簿】

※五十音順

氏名(敬称略)	所属・役職
足立光平 あだちこうへい	(一社)兵庫県医師会 副会長 【座長】
友藤富士子 ともふじふじこ	兵庫県連合婦人会 会長
西口久代 にしきちひさよ	(公社)兵庫県看護協会 専務理事
安田理恵子 やすだりえこ	(一社)兵庫県薬剤師会 常務理事
大和浩 やまとひろし	産業医科大学産業生態科学研究所 教授

第1回精神病床を有する病院等の屋外喫煙区域に関する

ワーキンググループ会議録

日時：令和3年10月1日(金) 16:00～18:00

場所：兵庫県民会館 902会議室

※この議事録について

開会、あいさつ、座長の指名、委員紹介、別冊資料の説明については省略するとともに、事務局等の説明内容や各委員等の発言内容は一部要約しています。

○座長

受動喫煙等の防止に関する条例ができたときの委員会からずっと参加させていただいていると、流れを把握させていただいている。とりわけ前回の条例改正のときに一番最後に問題になりました精神科病院における喫煙の問題のところで宿題が残っているという事でございますので、改めてこのようなワーキンググループを設けて、さらに詳細な検討をしようという事になりましたので、ご了解をいただき、ご協力いただければとよろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして、今日メインとなります意見陳述ということで、協議事項として精神病床を有する病院等の屋外喫煙区域についての論点について、まずは事務局から今までの流れの紹介をいただき、その後、関係団体として保健所長会と精神科病協会からの意見陳述をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まずは事務局から経過説明をお願いいたしたいと思います。

○事務局

私の方から資料1に基づいて、簡単に説明させていただきます。資料1をご覧ください。

精神病床等を有する病院等の屋外喫煙区域・特例区域の取扱いの主な論点ですが、説明させていただきます。

まず、現状の条例におきまして、第9条において対象施設の管理者は別表に掲げる区域を喫煙をすることが出来ない区域としなければならない、という規定があります。施設ごとに受動喫煙防止区域を設定しております、条例の中に別表が示されております。

病院・診療所・助産所の区域については、建物内・敷地内の区域が指定されています。これに加えまして、資料に書いております第9条第5項におきまして、知事が別に定める敷地内の区域については、受動喫煙の防止等に関する措置を講ずるもの、と規定されております。

今回、論点に上がっております精神病床に関する件でございますが、前回の平成30年の検討委員会の終了後に、精神病床を有する病院団体から県に対しまして治療の観点から屋外喫煙区域の設置を認めて欲しいという強い要望がございました。

このことを踏まえまして、最終的に受動喫煙防止条例の実施要領におきまして第2条1項に示しているとおりであります。精神病床を有する病院及び診療所において、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域を設けることを認めることとしております。これらに対しまして前回の検討委員会の方で意見が出ましたので、参考に記載しているところでございます。

○座長

前回の条例交付前の段階で、最終的にそういう申出がありそのような規定を加えたという説明だと思います。今の説明に対して何かありますでしょうか。

それでは、そういう経過を踏まえて関係団体の意見ということで、今日は保健所長会と精神病院協会からそれぞれ10分程度のご意見をいただいて、質疑させていただければと思います。

それでは最初に、保健所長会の方からご意見をいただきますので、意見陳述席の方へ。保健所長会、よろしくお願ひいたします。

事務局より意見陳述についての案内をあらかじめ少し説明をさせていただきます。

○事務局

それでは意見陳述について、簡単に説明申し上げます。一団体当たりの意見陳述は10分間でございます。その後質疑応答を10分設けておりますが、意見陳述の時間は10分以内で早く終わっても構わないとしております。意見陳述開始後10分経過後、ベルを鳴らしますので参考にしてください。

質疑応答終了後は座長の指示に従い、自席にお戻りいただきますようお願いいたします。

意見陳述は時間内に簡潔に陳述いただきますようお願いいたします。複数名で出席される場合は、一人ずつ発言をお願いいたします。質疑応答では、委員からの質問に簡潔にお答えをお願いいたします。

全団体の意見陳述後、グループ内の協議となります。意見陳述者はこの時点で退出いただいても構いませんが、傍聴を希望される場合は引き続き自席で傍聴することが可能となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○兵庫県保健所長会

兵庫県保健所長会を代表して参りました。

私どもの意見は陳述書に書いたとおりなので繰り返し述べる事は差し控えますが、最終的には全ての医療機関における例外なき無煙化実現という全国保健所長会の決議に従い、保健所長会として、本実施要領の廃止を求めるものであります。数的根拠となる兵庫県下の調査論文も添付しました。

兵庫県精神病院協会のお示しのとおり、県下の33精神科病院の内、80%もの病院が既に敷地内禁煙に移行し、それにより精神科医療が滞ったという問題も生じておりません。

依存症治療の医療現場で、敷地内禁煙にすれば医療の機会を失うというのが、兵庫県精神病院協会の主な主張と理解しましたが、依存症治療のメッカである久里浜病院でも敷地内禁煙でありながら、アルコール依存はじめ、薬物依存症の治療を行っております。ヘビースモーカーに限らず、喫煙はそれ自体、医学的に依存症に分類されます。光風病院勤務当時、再飲酒を繰り返すヘビースモーカーの患者から聞いた話ですが、喫煙すると飲酒したくなる、飲酒するとシャキッとさせるためにまた喫煙する、これは依存物質の連鎖と思われます。

入院は禁酒のみならず禁煙の絶好の機会です。アルコール依存症の治療をより良いものにするためにも、敷地内禁煙にしない理由はないと考えます。

陳述書を拝読し、兵庫県精神病院協会の思いも十分わかりました。論点がかみ合わない理由も理解出来ました。病院内の隠れ喫煙による失火は論外で、これは消防署に通報する事柄です。外出によるコロナの感染を心配する、あるいはクラスターがご心配でしたら、喫煙による感染リスクの上昇・コロナの重症化を職員並びに入院患者さんに教育いただきたい。

アルコール依存症の患者が身体症状の迫った危機で一般病院に入院しなくてはいけなくなった場合、一般病院の管理者が禁煙が医療に必要と判断する場面が果たしてあるでしょうか。入院の判断と禁煙習慣の有無は本来別次元の判断と考えております。

大切なのは依存症患者からアルコールやたばこを取り上げる事ではなく、これらの依存性物質がなくても、幸福を感じるに値する社会的な価値を本人の中を見出してあげる、あるいは価値を植え付けることと理解しております。

垂水病院におかれましては、最高水準の精神科医療を提供いただくようお願いいたします。

○座長

主な論点について簡略に要約して述べていただいたと思いますが、ただ今の陳述に対してご質問などがありますか。

○委員

質問は全く無く、まさしく 100% 同意したいと思います。

○座長

大丈夫でしょうか

○委員

大丈夫です

○座長

兵庫県保健所長会、今日は先生から追加資料を先生の論文を付けていただきておりますが、少し時間があるので、少しご紹介いただけますか。

○兵庫県保健所長会

私がこの問題に首を突っ込んだのは、加古川医療センターの立ち上げが終ったときに、光風病院の看護部長から光風病院では突然死が多いので原因を調べてと解決して欲しいという依頼を受けました。週に 1 回通っていたのですが、それでは責任が持てないと言うことで私は移籍してこの 2 つの論文を書きました。1 つは、本当に皆が喫煙を必要としているのかどうかというアンケートを取りました。その結果、精神的な疾患をお持ちの方でも出来ればやめたいと思っている方が半分、絶対にやめないという人は残念なことに職員も患者さんも 10% ほどおられるのは事実です。

当初、敷地内禁煙にするのは非常に不安がありまして、患者さんは楽しみがなくなるということで主義が一貫しているけれども、職員の方は隠れ喫煙をするのではないか、精神症状が悪化するのではないかとかいう意見があつたんですけれども、前後でアンケートを取ってみると、ほとんど精神症状が悪化したというものはありませんでした。もちろん精神疾患の分類によるものかも知れません。吸いたい人は任意なのでアルコール依存症の方は外でマナーを守って吸つておられました。

その論文をする中で、元々、これは意図した研究ではないので、正確かどうかは分かりませんが、クロルプロマジン (CP) 換算した薬剤がごく僅かですけれど

も有意に低下した。

再喫煙した人は、その上がり下がりが非常に多かったというデータが得られました。このことからDEEPS（薬剤性錐体外路症候群）による転倒転落・誤嚥窒息を防げます。精神科病院で喫煙している人は確かに楽しみがないのかもしれないが、その結果として脳梗塞、心筋梗塞、がんが余りにも多い。

それから、吸いたくないけど近くで吸われている入院患者さん、あるいは喫煙のために立ち合わなくてはいけない非喫煙の職員の受動喫煙の害に気がつくに至った次第です。

そういうことで、私は公衆衛生の方へ移りました。保健所長になり、兵庫県の全保健所に協力していただきまして、兵庫県の非常に自慢できる法律の上乗せ条例がどのくらい有効だったかということを調べました。

一般病院は完璧に禁煙が守られておりました。精神科病院は予想以上に無煙化が進んでいます。それがためにクーデターが起こったとか、患者さんの具合が悪くなつたという報告はありません。

やはり、精神科病院においても一般病院と同じように、受動喫煙の害を避ける、敷地内禁煙をする意味がある、また、できると確認した次第です。

○座長

先生ご自身の精神科病院での経験あるいは保健所における調査の結果ということで、特段、喫煙防止・禁煙等が精神症状に悪影響していない、むしろそういったものを軽減する事にもつながっているというご意見だと思います。

ただ今の後の追加についてのご質問はよろしいでしょうか。

それでは続きまして、精神病院協会の方の意見陳述をお願いいたします。

○兵庫県精神科病院協会

意見陳述の資料を読み上げさせていただきます。

精神症状とは、意識障害、感情障害、睡眠障害、記憶障害などがその例です。

幻聴や幻覚などの陽性症状には抗精神病薬が有効ですが、感情表現が乏しくなったり、意欲が低下する陰性症状や日常生活に困難をもたらすことがある認知機能障害は現在の抗精神病薬は有効性が低いとされています。

そのためコミュニケーションなどの人間関係が苦手で引きこもりになるなど社会生活全般に支障をきたします。精神障害者は医療の対象者と障害者という福祉の対象の両面を持っています。ここが他の疾病との大きな違いです。

精神科病院に入院される年間約40万人の入院者のうち、3か月以内に退院される方が約40%、1年内に退院される方が約90%です。残りの10%、すなわち約4万人の方は退院に結びつかずに長期入院となっているのが現状です。

厚生労働省は入院医療から地域医療へと「精神障害者にも対応した地域包括システム」を推進していますが、精神障害者に対する世間の偏見は未だに根強く、また地域における精神障害者の社会資源（住宅・就労・ヘルパー等）はまだまだ不足している現状です。

精神障害者の中には精神科病院の入院が長期化し、生活の場となっている方も見かけられるのも現状です。

会員病院 33 病院のうち、26 病院は（79%）が敷地内禁煙を実施しており、喫煙区域を設定しているのは 7 病院（21%）であり、大勢としては敷地内禁煙の方向でありますが、入院患者さんは昼間の外出が自由なため敷地外（コンビニに買い物物等）に出るのも原則自由であり、喫煙を禁止しているわけではありません。

また、依存症を専門に扱う病院では更なる深刻な問題があるようです。このあと、意見陳述いたします。

ただし、喫煙区域を設定している病院では、コロナ禍で外出制限を課している状況で、一律禁煙はどうかという意見や、法律の目的が「受動喫煙防止」であることから、それを推進できるのであれば、分煙でもかまわないのではないかとの意見があります。これは先ほど述べた精神障害者が疾病と生活障害の二面性を持っているからです。

また、現在敷地内禁煙を実施している病院においても、入院患者の状況に応じた対応の必要性や、敷地外への外出や居室内へのたばこ持込等が懸念されるため、一律的な禁煙には疑問を感じている病院も見受けられます。過去に病室内で隠れて喫煙し、布団に燃え移りスプリンクラーが稼働した例もあります。

敷地内禁煙という方向性は容認できるが、精神疾患、認知症、アルコールや薬物依存等患者層が一律ではない各病院の実情を勘案し、受動喫煙防止という条例の趣旨を十分に勘案した上で、喫煙区域の設定もやむを得ないのでないかと考えます。

委員の先生方には精神障害者の特性をご理解いただき、精神障害者の地域移行・地域定着の推進に更なるご協力をいただくとともに、精神障害者がストレスとならないような現実的な検討を切にお願いする次第です。

最後に文章にはないのですが、私の個人的な意見を加えさせていただきます。私の病院では既に 2 年前から全面施設内禁煙を行っています。その結果、当院入院中の患者様には依存症の人が少ないという事があるのでしうが、特に大きなトラブルなく、また明らかな精神症状の増悪もありませんでした。これは言われているとおりです。

問題はむしろ外来患者、特にディケア通所者の敷地外喫煙です。道路での喫煙、吸い殻を田んぼや道のど真ん中にいっぱい捨てているような事が頻繁に見られるようになってまいりまして、正直近所からの苦情も出ております。

注意しても目の行き届きにくい所で喫煙してしまうという事で、いたちごっこがずっと続いているのがここ2年間の現状です。

他の病院では、コンビニの喫煙所にたむろする外来患者さんに対して苦情が出ているとのことで、そのことにより周囲の近隣の方々の偏見が強まる事が心配されております。敷地外で喫煙にすれば済むことだという保健所長会のご意見ですけれど、実状的にはそんな単純なものではないと言う事をご理解いただきたいと思います。

○兵庫県精神科病院協会

520名前後の入院患者さんの70~75%、これが依存症です。その多くはアルコールですけれども、違法薬物の方も30~50名入院されます。こういう患者さんの持っている病気の一番根本のところにある疾病否認、先ほどからちょっと聞いていて、やはりその疾病否認に対しての現場の苦労、治療が解っていただけでないのではないか、そんな風に私は思っています。

資料に沿って少しお話しますと、通院では解決が困難なケースで、身体的に例えば肝硬変末期のような方、あるいは目の前で患者さんの入院拒否に対して、娘さんがパニックの発作を起こして、こういう方々をどうしたら良いかと言う、我々は苦労しております。

以前から、依存症の方はアルコール依存とたばこと同時にやるのはなかなか難しいので、まずはアルコールをやろう、それからたばこの方で、これが我々依存症の医者の間でしばしば語られたことです。

それがご本人に対して家族の教育や色々な機会を通じて、今、認知行動療法的なアプローチでやっとやってきた方が入院に際して、さて禁煙ですと言う話をしたときに、どんなに明日命がなくなるかも知れない方も入院拒否する。こういう場面に現実に我々しばしば出会っている。

こういう方々をどうして入院にするんだと言うけれど、実際、精神医療の方では強制入院させるわけには行かない。しかも長い断酒あるいは断薬をやろうとおもうと信頼関係がベースにありますから、何とかここまで持ってきた、目の前に現れた方が、容易にたばこで逃げちゃうと言う事があります。

ちょっと否認の事で言いますと、たばこの事で言いますと、禁煙した人たちはあの臭いを嗅ぐと嫌な思いをすると言うのですが、吸ってる方はそう思えない、この辺の感覚的な否認と言いますか、感覚的な乖離が起こっている。吸う人吸わない人がいて、それが依存というレベルになる人とそうでない人の間には乖離が非常に強くなっている。これはなかなか気づけない部分が多いですけれど、否認というのは本当に厄介で、否認の有り様というのは現場で見てみないと解ら

ない。

先ほど久里浜の話があって、よく解らないんですけど、いま依存症治療というのは入院から通院へ、という流れが割とある。通院の流れがあるというのは確かにそうで我々通院の方でのプログラムを組んでいる。しかし、それで治まらない、という例はやはりかなりあります。通院で出来るものは我々外来でやっています。我々の所は土曜日にアディクションの外来をしたりして、通院の方のために通院でやっているという例はあるんですが、それでは難しいという例が確実にあるということをお伝えしたいと思います。

未治療の女性の患者さんは自分が引き起こしている様々な問題に対する病的否認を残していますので、自身に差し迫った身体的危機などに対してどのようにひどい状況であっても、院内禁煙を理由に断られるケースが少なくありません。また何とか入院出来た後、病棟内で喫煙を繰り返してしまい止む無く強制退院になることは、たびたびあります。

敷地内の全ての喫煙を徹底することはこういった依存症治療の医療現場に起こっているマイナス要因に目をつぶることであって、個人的・社会的・家族的な医療機会を奪うということを理解いただきたいと思います。

○座長

精神科医療の現場からの直接的なお声だったと思いますが、ただ今の陳述に対してご意見・ご質問はございませんでしょうか。

○委員

兵庫県精神科病院協会の陳述資料に書いてありますが、今や80%が敷地内禁煙になっているということを考えると、その人たちがどうやって上手く導入して運営しておられるのかというのを学ばれていけばよろしいのではないかと思います。

私が提出した3つの論文、2016年前後の日本禁煙学会雑誌です。これらもやはり精神科に敷地内禁煙を導入しても問題なかった。導入したことによって内科的な疾患が減った、精神症状も良くなつたと報告しております。確かに導入前、現時点では、そう言ったマイナス面が心配になつてしまふのかも知れませんが、長期的に考えると禁煙の方が患者さんのために良い事だということを、今討議するべきではないかと思います。

○座長

ただ今の意見に対しまして何かありますか。

○兵庫県精神科病院協会

長期的に見ればおそらく喫煙の割合は必ず減って来る。病院という特殊化されなくても、地域でもそうです。おそらくそういう方々は減っていくという、自然減と退院するときに禁煙をしてみないか、と我々やっている。

しかし、正にやってきたときに、たばこもだめなのか、と言う話が出ます。これは我々すごい大事なことだと実は思っている。問題の大きい人ほど深い依存を呈している人ほど、このところを無視するんですね。もう大丈夫、要らん、と行って帰る。

我々の喫煙所の写真を入れているが、50~100mくらい離れています。そこに皆集まっているんですけど、副流煙と言うのは関係ありません。そんな状況でも夕方から夜間の間は止めないといけない、そんな中で喫煙が持ち込まれて、2回繰り返すと強制退院、そこを何とかやりきるために6か月間は外来は診るけれども入院はさせないと、こういう事をやっているんですが、結構な数続けて強制退院がでたりします。こういう状況を今アルコールの問題、薬物の問題を扱おうとしている時にその事ではじいていいんだろうか、それは我々の中で非常に痛切な問題です。

否認という問題をあまり簡単に考えてもらうと困る。

先ほど言いそびれたんですけども、久里浜などは全体としては外来の流れ、そういう中であって、そういう例があつて、我々の病院はアルコールにせよ、薬物にせよ、かなり省内の多くの方が病院が少ないので集まってきています。その所をご理解していただきたいと思います。

○兵庫県精神科病院協会

精神科病院協会の会員病院ともお話をしましたけれど、何が何でも全面的にそれを解除して欲しいとか、特例を設けて欲しいとか言ってるわけではありません。

実際、私の病院では、依存症の患者さんが比較的少ないという事がありまして、院内の患者さんほとんど問題ありませんでした。先生方の論文、資料に書かれたとおりだと思います。実際に生活されている患者さんが病院に来られた時、うちの場合ディケアです。その時に全然禁煙が守れない。ディケアですから病院施設ですから分煙をいう形にしますと、ディケアには行きたいけれど、来ると隠れた状態で吸う。周辺の所に迷惑をかけてしまう。これは直接医療と関係ないと思いますが、施設外喫煙は関係ないと言われるかもしれません、そこまでケアする必要ないと言われるかもしれません、かなり周辺のご近所さんには迷惑をかけているというのが実情でして、結局その方に注意しましても、職員の目が通

らない所で吸っている、踏切を越えた向こう側でいっぱい吸って、結局そこに吸い殻がいっぱい落ちている、と言う状況になるのが実情です。

こういうふうな事まで考えなければいけないのかという議論があるかと思いますが、精神障害者はやはりこんなものだという危惧を与えたくないというのも事実です。特に私の所は周辺が田舎ですので、ご近所の方々の目を非常に気にしながら問題がないようにやってきてています。たばこの問題でご近所さんとの信頼関係とか周囲の偏見を増幅させたくないというのが1つの考え方です。

○座長

おっしゃる通り、薬物依存・アルコール依存で、ましてや、疾病拒否という中で、禁煙指導により入院拒否あるいは外来途中での迷惑行為があるというご意見だったと思うんですけど、一方で、ニコチンそのものも依存症なんです。ニコチン依存症治療というものは、ある意味ではアルコールや薬物と比べると、投薬コントロールを含めて進歩してきていることも事実。

精神科病院において、アルコール、薬物依存以前にニコチン依存そのものを、事前チェックし、治療するというアプローチするはどうでしょうか。

○兵庫県精神科病院協会

なかなか、疾病的な条件もあるのかと思いますが。アルコールや薬物依存の今直面している問題と、やや長めに見ることが出来る、退院した後、ここへ行きなさいとか、そういう話が出来るような形と一緒にしてしまうと、すごく難しいことになる。

○座長

例えば兵庫県精神科病院協会会长の所なんかは敷地内禁煙を完全実施されていますよね、そうすると禁煙指導が出来る環境でもあるかと思います。そして外来でのそういった問題が起こった場合、外来患者さんへのニコチン依存治療と言うのか、その辺についてのアプローチがどうだったかと思うのですが、いかがでしょう。

○兵庫県精神科病院協会

希望する方はニコチン外来やっているところを紹介させてもらっています。ただ外来の方、ディケアですから、自由です。本人がやめたいというならいくらでも指導出来るのですが、あえて希望していない方に、こういうのがあるからやろうと言うのをやってしまうと、そんなにうるさくできません。

ディケアプログラムの中で、健康相談のセクションがあって、たばこの弊害

というのをやらせていただいたのですが、自ら希望されていないのに押しつけがましくさしてしまうというのがあります。ディケアは禁煙だからと言って、うちの場合はディケアでは禁煙ですけど、一筋離れると敷地外なのでそこで吸えてしまう。

患者さんにとってそこまでニーズがあるかどうか、そうしないといけないという思いがあれば当然させていただく。それは以上はと難しいのではと思う。

○委員

質問ですが、病院から通り1筋離れた所でも吸わないでください、という呼びかけなどはされたのでしょうか。

○兵庫県精神科病院協会

やってます。一筋離れたと言っても、うちは市道に挟まれていますので、市道の路上で吸われるんですね。車がほとんど通らないのまだいいんですが、通った時危険になりますので止めてくださいと言うんですね。そうしたら居なくなつたなと思ったらそこからもう一つ離れた所で吸ってらっしゃる。

○委員

路上で吸う行為は改正健康増進法の配慮義務に違反することになりますので、当ディケアに来る場合、たばこは持って来ないで下さい、間違って持って来た場合は、帰るまでこちらで預かります、という対応はいかがでしょうか。

○兵庫県精神科病院協会

それは検討させていただきますが、そこまでしてしまうと今度は来ていただけなくなってしまって、ますます引きこもりになってしまい可能性があると思います。

○座長

それでは予定した陳述時間と質疑時間が過ぎた。何か質問とかありましたら

○委員

病院の中で79%が既に取り組まれているということは、やり方であったり、工夫であったりとか、本人がたばこに対してどう向き合うのかというところに話が行かないと。ここでは吸ってはいけない所だけでは、なかなか難しいのではないか。

こうした全体を踏まえての看護や医療の在り方というのが大事なのではない

かと思いながら読ませていただいた。

21%の病院の方でどうしても出来ない理由があるなら、少し話し合いの中で課題を把握して対策を考えていく。入院中に吸ったからと退院になる方がおられるとのことだが、特例として病院で吸うことを認めるのではなく、たばこを間違って吸ってしまったとしても退院にならないようにすると言うか、病院のルールの特例の解釈を変えたり出来ないのでかなと思いながら見せていただきました。

○兵庫県精神科病院協会

特例を作れたら作りたいですよ。

アルコール依存・薬物依存などは、横のつながりがあり、あいつはこうだと言う話になると、それはまたすごいですよ。お互い裏情報が走り回ったりする。個別にやりたいのだが、それをやってダメだったりしたことがいくつもある。

○座長

それでは保健所長会、精神科病院協会の陳述を終了させていただきたいと思います。それらを踏まえてワーキンググループとしての議論を深めて行きたいと思います。

それでは今の陳述を踏まえ、もちろん今日結論を出すようなことではございませんので、今日の時点での総括的な議論として、ご意見を伺いたいと思います。先生の方から事前に資料もいただいておりますので、今日のご意見を踏まえてご紹介をしていただければと思います。

○委員

これはいずれも日本禁煙学会の雑誌に掲載されていたものです。

資料1に書かれている、川合厚子先生が精神科の中で特にこの問題を早くから取り上げてリーダー的に活動されてきました。

そして、山形県では確か17だったと思いますけど、精神科病院があって、100%全て敷地内禁煙が達成されている。入院したら吸えない、というのは県内のどの病院も同じことなので、何の問題にもならなくなつたと仰っていました。

そして、資料2ですけれども、熊本の精神科単科の病院の導入事例ですけれども、ここではさつき私が申し上げたように、精神科疾患は治療が維持出来たとしても、肺がんですか胃がんですか、喫煙関連疾患によって亡くなる方がたくさんいたので、根本的にたばこも解決しましようということで、うまくいった事例が紹介されています。

高野義久先生、橋本洋一郎先生は禁煙外来を熊本で開業されておりますので、

この病院が敷地内禁煙になる前、つまり自分の病院で禁煙治療が出来なかつた期間は他所の禁煙外来を紹介していた。そして、自分たちの病院が敷地内禁煙になつて禁煙治療出来るようになってからは、自分達の患者さんに自院で禁煙治療をできるようになった。2018年に改正健康増進法が公布され、2019年7月からは、精神科病院も敷地内禁煙にならねばならないとのことで、熊本県のある精神科病院の理事長から相談を受けました。1年契約の嘱託産業医として、川合先生、高野先生、佐藤先生たちの事例を月に1回の出務で、まず最初の半年で職員の敷地内禁煙、出勤から退勤まで吸わないように、と教育。その後、半年は長期間そこで生活しているような患者さん達、指が黄色くなるまで吸ってる人もいたんですが、併行して1年かけて、来年7月には法律ですから変わりますよ、病院が法律違反になつたら院長先生には罰金も発生しますから、すみませんが今から禁煙の練習をしてください、と12回かけて研究したら、そこに長期住んでいる人も含め、苦情もなく、スムーズに敷地内禁煙を実施できた事例を経験しています。施設管理者が敷地内禁煙の方向に向かって行くつもりがあるかどうかが重要だと思います。その病院は周りが住宅街に囲まれていましたので、周りもダメですよと言う事で、特に問題もなく今までできております。

本日紹介された先行事例、兵庫県では79%などの事例の良い所取りをしながら、79%の中には敷地の外も含めてと言う所もきっとあると思うので、見習いながらやって行ければ良いのではないかと思います。

○座長

具体的な論文にまとめられましたけども、それぞれの敷地内禁煙を踏まえた病院の実状、またかなり長期的にそれを徹底することによって、スムーズに移行できた事例が紹介されておられたと思います。そう言った事例を踏まえて、こういった方向性で、それぞれの病院が努力する。向き合うのかどうかと言うところが問われているというふうにご紹介いただいたと思いますが、ただ今のことについて、先ほどの意見陳述とも関連しますけれど、どう言う方向性で考えて行くかと言うことですが、今の時点で何かご意見ございませんでしょうか。

○委員

治療のために必要と認められた場所とあるが、精神科治療のために必要と認められる場合があるのでしょうか。

○座長

この条例の書き方、喫煙することが治療につながるみたいな誤解を招いていると思うんですが、そうではないと思うんです。

精神科治療は今ご紹介いただいたようなアルコール依存や薬物依存の治療上禁煙をさらに追加する事が、非常にその事に対してマイナスになるのではないかということもあったので、精神科治療上の必要性からの表現であったのかなと思います。喫煙そのものが精神科治療につながるということではなかったと思うので、尚且つそしたら兵庫県精神科病院協会の方からもご紹介いただいたように、厳しい依存の中でそういう事を追加することが治療の拒否や中断につながると言う話があったと思うのですが、果たしてこの辺をどういうふうに解決して行くのかと言ふことだと思います。

○委員

私は禁煙指導薬剤師と言う認定制度を設けており、禁煙治療のお手伝いさせていただいている。研修を受けた薬剤師を認定し、禁煙のお手伝いをさせていただいているんですけど、先ほど座長が仰っておられましたように禁煙の成功率と言うのも非常に良くなっていますし、たばこの価格も上がっていてたばこを吸っている方が減ってきてるので、禁煙しませんかとお声かけするタイミングも減っている。例えば、生活保護を受けていらっしゃる方は、非常に喫煙率という所の問題があるって、尚且つそういうかたに声掛けしても、色々なバックグラウンドがあって、ほつといてという具合になってしまふ。それとよく似たようなケースなのかなと思って聞いているんですけど、本人さんの意志と言うのは禁煙については大きいと思いますので、やはりそこを促してあげるところ、だから例えば入院が一つのきっかけになるというのは、大きなきっかけではないのかなと。

今の社会情勢のなかで、吸っているのが当たり前という状況ではないので。ましてや、このコロナ禍でマスクを外して集団で吸っているとか、ありえない光景になってきているので、色々な事情があって、そこは厳しいのかなと思ったりもしている。

○委員

患者さんからたばこを取り上げるというような表現があるが、入院することで自分と病気との向き合い方、直していくところ、看護があり、医療があり、どういうことができるかが大事だと考えます。

そのなかで、病院のなかでたばこを配ったりするのではなくて、ここは病院で吸えない場所ですよと指導ができたらといいかなと思います。たばこを取り上げることが難しいとか、たばこ以外に楽しみがないから無理という方に、なんらかの働きかけが必要と考えます。

○座長

薬剤師会、看護協会から禁煙指導におけるアプローチと一体で考えないといけないというご意見だったと思います。

精神科病院の意見にも、これは受動喫煙防止という立場なので、敷地内であってもそういう事が確保されなければ可能ではないかというご意見も出ていたと思うのですが、我々もこの委員会の議論でしてきたと思うのですが、受動喫煙防止と本人の禁煙はやはり裏表でしっかりと両面で進んでいくことが理想である。

最終的には本人がそういう被害を受けないようにしていくと言うかもちろん周囲は当然なんんですけど、そう言った方向性で考えてきた経緯がある。ですからその点で、「いや、本人の禁煙指導はこの話と関係ないんではないか」という話ではないのではないかと思う。今後の方向性のなかでそういうことも含めてこの条例の趣旨の中で喫煙そのものの位置づけなり、あるいは今日議論になったような精神科病院における禁煙指導の在り方みたいな所がやはり非常に問われて来ているのではないかと思いますし、その所と今回の病院での施設の在り方にどういうふうに反映していくのかと言う事になると思います。

○委員

私も以前、36歳までたばこを吸っていました。今、8回目の禁煙をしているんです。禁煙後体調がものすごくいいし、持ち物は減る、お金は減らない。そしてニコチン濃度の上がり下がりによるストレスの波が全く無くなつて、大変幸せです。この感覚を、今吸っている人たちに教えてあげたいと思います。

だから、単に受動喫煙だけ防止すれば良いというのではなく、それはきっかけであって、吸えない場所が増えてくれれば、いずれやめざるを得なくなる、患者さんの幸せまで見据えてやっていかねばならないと思います。

1年間私が敷地内禁煙化に関わった精神科病院について先ほど触れましたけれど、閉鎖病棟の入院患者さんたちが吸っていた頃、自由に吸わせるのではなく、看護ステーションで全員のたばこを預かっていた。そして、時間がこないと吸えないというルールになっていた。預かっているたばこを見せてもらったら、大半は「わかば」とか「echo」とか旧3級品の安いたばこでした。

限られた収入の中からたばこ代にかなりの部分が出て行ったのがなくなつて、それが本人達のシャツですとか靴ですとか、より生活をより良くするものに変わっていくということが、その時点で看護師長さん達もわからていました。

もう一つの事例では、2010年に敷地内禁煙にした熊本にある単科の精神科病院があるんですけども、そこは、禁煙化する前と後、2回講演に呼ばれて行きましたが、呼ばれて行った後、たばこ代がアンパンに替わって、食後甘いものを食

べるのを決して推奨するわけではないが、たばこ以外のもの、生活を豊かにする物にお金が使えるようになったと、患者さん達から喜ばれていますということを事務長さんから聞きました。その人の、アルコールにしてもたばこにしても、依存症を治療するという観点でこの問題を考えて行ってほしいなと思います。

○座長

なかなか依存と言う問題をどう捉えてどう対応するのか、精神科の先生方はご苦労されていると思うのですが、その中でニコチン依存という問題をやはりどう捉えてどういう風にアプローチ出来るのか問われていると思いますが、保健所長会からは、これまでの経過のなかで精神科にも悪影響したという事例が無いのではないか、というご提案であったと思います。そのことが精神科の治療にもいい側面を果たしているのではないかというご意見もいただきました。

今日は代表的な2つの立場からのご意見をいただきました。少し長期的な観点に立って、この条例案の見直しをすべきかどうか、するとすればどのような方向で進めるべきなのか、このグループワークを進めているわけですが、非常に貴重な直接のご意見をいただけたと思いますので、改めて議論をさせていただきたいと思いますが、これからの方針性の中で、これだけはというご発言があれば。

次回以降、さらにすすめさせていただく訳ですが、ご提案何かございませんでしょうか。もう少しこういった資料なりデータが要るのではないかというのにはありますか。県の方でも色々調査されていると思いますが、今日ご紹介いただいた団体にも追加いただいても結構でございます。

○委員

これは一昔前の一般病院と全く同じことだと思います。昔は敷地の中のどこかに喫煙コーナーが一般病院でも、産業医科大学でもありました。それを無くす時に、無くしたら、隠れ喫煙が心配とか、門の外で喫煙する人が発生したら近隣に迷惑、とかの話がたくさん出ました。実際に門の外で患者さんだけでなく、職員が吸う姿もしばらくは見られましたが、定期的にパトロール繰り返して、ここは禁煙ですという看板を増やして、死角をなくした事によって、問題が緩やかに収束していった。一般病院でも10年前問題であったが、今は、それが常識になった。ですから、精神科病院だって同じ事です。特に、今回は、法律が改正されたのですから、良い機会だと思います。

精神科病院も含めて敷地内禁煙、と定められたわけですから。

○座長

今後はそういう法的な全体像や今までの検討の方向を踏まえて、どういっ

たタイミングで、どのような条件も含めて考えて行くのかと言うことかと思う。

○委員

兵庫県保健所長会の調査では県内精神病院の79%が禁煙に成功しているとのことだが、残りの病院は何らかの取組みをされようとしているのか。全く手をつけてなくて今までと同じ状況なのか、治療上の必要があるから残っているのか。事務局では把握しているのか。

○事務局

事務局では把握していません。兵庫県保健所長会が調査したデータを本日報告されている。

○座長

この点について、兵庫県保健所長会の発言を許可します。

○兵庫県保健所長会

保健所は年1回病院の立入検査を行います。その時に実際の場所を確認するんですけども、敷地内に喫煙所がある所で表示が不十分だったり、それどころか院内でたばこが買えるところが有った。

○座長

追加調査等が必要であれば、また考え、県側で対応いただく。今日の時点では各団体から直接そう言った報告を頂いた。今後も各団体から追加情報をいただきながら、進めさせていただくということでどうかと考える。

○事務局

今の条例の書き方が、治療の効果があるような誤解を招くような書き方をしているということはご指摘のとおりで、治療を受ける、入院を拒否する、そういう妨げになり得るという点についてはもう少し丁寧な説明が必要であるかなと思いました。ただ方向性といたしましては、兵庫県精神科病院協会も仰ったとおり、喫煙率は減っていくわけで、コロナの状況や様々なことを考えますと、残りが21%と言う事であるならば、それぞれの病院の課題などを把握しながら、関係者で出来る支援をしながら、直ぐにと言うわけにはいかないと思うが、どのくらいまで容認するのかということは置いておいて、方向性としてはすべての病院で患者本人や職員を守るために、受動喫煙を無くすという方向に向かって、関係者がどういった形でもって行ければ良いかというご意見をいた

だければと思います。

本日はそれぞれのお立場から貴重なご意見をいただきましたこと、感謝申し上げますと共に引き続き、更により良い方向になりますように、次回の委員会までにお気づきの点がございましたらご指摘いただきましたら、こちらの方で出来る資料や調査など事務局として進めてまいりたいと思います。

○座長

今日のワーキングとしては終了させていただきます。

兵庫県内精神病床を有する病院等の屋外喫煙所に関する調査

病院名：

回答者職氏名：

電話：

メール：

貴病院内に設置されている屋外喫煙区域について、□でお答えください。

問1. 現在、屋外喫煙区域・設備を設置している理由はどれですか。(複数回答可)

- 患者の減少（入院・外来受診拒否等）を懸念
- 患者からの要望や不安が強い
- 患者の他の依存症等の治療への影響のおそれがあるため
- 病院の敷地外で患者がたばこを吸わないようにするため
- その他 [例) 以前廃止したことがあるが、治療に支障が生じたなど]

問2. 今後の方針についてお聞かせください。(該当するもの1つに□)

- 敷地内禁煙（建物内禁煙を含む）にする予定
→ (年 月より実施予定)
- 屋外喫煙区域を継続したい（廃止しない）
どのような要件が整えば、廃止が可能になるとお考えですか。
[]

問3. 患者への禁煙治療に取り組んでいますか。(該当するもの1つに□)

- 取り組んでいる → 年 月より実施

[○主な内容]

- 取り組む予定 → 年 月より実施予定

[○主な内容]

- 取り組む予定はない ○主な理由 []

問4. その他意見があれば記載してください。

[]

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

受動喫煙の防止等に関する条例

平成24年3月21日

条例第18号

改正 平成26年6月12日条例第30号
 平成28年3月23日条例第27号
 平成31年3月19日条例第16号

平成26年10月7日条例第36号
 平成28年3月23日条例第30号

受動喫煙の防止等に関する条例をここに公布する。

受動喫煙の防止等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 受動喫煙の防止等（第9条—第18条）

第3章 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護（第19条・第20条）

第4章 雜則（第21条—第23条）

第5章 罰則（第24条・第25条）

附則

がん、脳血管疾患、心臓病等の生活習慣病等の発症の要因にたばこの煙が深く関わっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっている。

のことから、未成年者及び妊婦をはじめ県民が、たばこの煙にさらされることによる健康への危険を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙の防止等について、事業者等への周知を行うとともに、県民運動と連携した普及啓発活動を県内各地域で展開し、受動喫煙の防止等に関する取組の推進を図ってきた。

しかしながら、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っており、とりわけ喫煙習慣のない県民が健康で快適に生活することを妨げられている。

このため、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて改めて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に取り組むことが必要である。

このような認識に基づき、受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙（人が吸入するため、たばこを燃焼させ、

又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。以下同じ。）によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

- 2 この条例において「受動喫煙の防止等」とは、多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設（車両その他の移動施設を含む。以下「対象施設」という。）における受動喫煙を防止することその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。
- 3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用のものをいう。

（基本理念）

第2条 受動喫煙の防止等は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ20歳未満の者と妊娠中の者（以下「妊婦」という。）をたばこの煙から保護することが重要であること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民、未成年者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）、事業者、施設管理者（対象施設を管理する者をいう。以下同じ。）、市町及び県が共有することを旨として推進されなければならない。

- 2 受動喫煙の防止等は、県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、かつ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進されなければならない。
- 3 受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを主たる目的として行われるものであり、受動喫煙の防止等に対する理解の下に推進されなければならない。

（県民の責務）

第3条 県民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないよう努めるとともに、事業者、施設管理者、市町及び県が行う受動喫煙の防止等に関する措置又は施策に協力しなければならない。

（保護者の責務）

第4条 未成年者の保護者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図らなければならない。

（事業者及び施設管理者の責務）

第5条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する措置を図るとともに、その環境の整備に取り組まなければならない。

（市町の責務）

第6条 市町は、その地域の特性を生かした受動喫煙の防止等に関する施策を策定し、及び実施するよ

う努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、受動喫煙の防止等に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(連携及び協働)

第8条 県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

第2章 受動喫煙の防止等

(受動喫煙の防止等)

第9条 別表に掲げる対象施設（同表の11、14及び35に掲げる対象施設であつて、これらの対象施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものとして規則で定めるもの（以下「喫煙目的施設」という。）を除く。）の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域（以下「受動喫煙防止区域」という。）を喫煙をすることができない区域としなければならない。

- 2 前項の施設管理者は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等（吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具又は設備をいう。以下同じ。）を設置してはならない。
- 3 別表の14に掲げる対象施設の施設管理者は、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙をしてはならない旨を表示しなければならない。
- 4 第1項の施設管理者は、たばこの煙が建物内の受動喫煙防止区域に直接流入することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 別表の3及び7に掲げる対象施設の施設管理者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その管理する敷地内の区域のうち、その利用の形態を考慮し、これらの規定による措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める敷地内の区域については、知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置を講ずるものとする。

- 6 第1項の施設管理者は、建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される当該対象施設内の場所については、受動喫煙防止区域以外の区域であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

(区域分煙措置)

第10条 別表の2、4から6まで、23から25まで及び27に掲げる対象施設の施設管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について屋外喫煙区域（対象施設の屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画され、受動喫煙の防止等のために必要な措置として規則で定めるものがとられた区域をいう。）を設置し、その区域を喫煙をすることができる区域（以下

「喫煙区域」という。) とすることができます。

- 2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。
- 4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - (1) 喫煙区域である旨
 - (2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨
 - (3) その他規則で定める事項

第11条 別表の8、9、11から26まで及び28から35までに掲げる対象施設(喫煙目的施設を除く。)の施設管理者は、第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について喫煙室(専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることができない構造又は設備として規則で定めるものと有するものに限る。)を設置し、その区域を喫煙区域とすることができます。

- 2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。
- 3 第9条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。
- 4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。この場合において、第9条第3項の規定は、適用しない。
 - (1) 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨
 - (2) 受動喫煙防止区域(喫煙区域を除く。)において喫煙をしてはならない旨
 - (3) その他規則で定める事項
- 5 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、前条第4項各号に掲げる事項を表示しなければならない。
(喫煙目的施設における措置)

第12条 喫煙目的施設の施設管理者は、当該喫煙目的施設の建物内の区域の一部又は全部を喫煙区域とすることができます。

- 2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合においては、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する喫煙目的施設の建物内の喫煙区域以外の区域を喫煙をすることができない区域としなければならない。
- 3 第1項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に設ける喫煙区域は、次に掲げる方法によ

り、たばこの煙が前項の喫煙をすることができない区域に直接排出されないように設けなければならない。

(1) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内の同一の階にある室を喫煙をすることができる室と喫煙をすることができない室に区分する方法

(2) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内を喫煙をすることができる階と喫煙をすることができない階に区分する方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める方法

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

5 第1項の施設管理者は、第2項の喫煙をすることができない区域に吸い殻入れ等を設置してはならない。

6 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の施設管理者が、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合について準用する。

7 第1項の施設管理者は、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の全部に喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 喫煙をすることができる旨

(2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

(3) その他規則で定める事項

(宿泊施設の客室における措置)

第13条 宿泊施設（旅館、ホテルその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の施設管理者は、利用者の状況その他の状況を考慮し、その宿泊施設の客室の一部を喫煙をすることができない客室とするよう努めなければならない。

(喫煙の制限等)

第14条 何人も、受動喫煙防止区域（第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定により設けられる喫煙区域を除く。次項及び第16条第5項において同じ。）において喫煙をしてはならない。

2 別表に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する受動喫煙防止区域において現に喫煙をしている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該受動喫煙防止区域から退出するよう求めなければならない。

3 何人も、別表の1、3及び7に掲げる対象施設の敷地の周囲において喫煙をしてはならない。

4 20歳未満の者及び妊婦は、第1項の喫煙区域に立ち入ってはならない。

(指導及び助言)

第15条 知事は、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第16条 知事は、別表に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第11条第1項並びに第12条第2項、第3項及び第5項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、別表に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第3項及び第14条第2項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 知事は、前2項に規定する勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、第1項に規定する勧告を受けた施設管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、受動喫煙の防止等を著しく害すると認めるときは、当該施設管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、第14条第1項の規定に違反して、喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は受動喫煙防止区域からの退出を命ずることができる。

(普及啓発)

第17条 県は、教育活動、広報活動等を通じ、受動喫煙の防止等に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、受動喫煙の防止等を図るために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護

(20歳未満の者等の受動喫煙の防止)

第19条 何人も、たばこの煙が、とりわけ発育の過程にある20歳未満の者及び胎児の健康に悪影響を及ぼすものであることから、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせないようにしなければならない。

2 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。

(妊婦の喫煙の禁止)

第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。

第4章 雜則

(立入検査等)

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第12条まで及び第14条第2項の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法律との適用関係)

第22条 喫煙をしてはならない区域の設定、喫煙区域への立入りの制限、喫煙の制限、違反行為に対する過料その他受動喫煙の防止等に関する規制について、法律にこの条例と同等以上の内容の定めがあるときは、当該法律の定めによる。

(補則)

第23条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による命令に従わなかった者
 - (2) 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 2 第16条第5項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人についても、同条の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の9から37までに掲げる対象施設については、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日までの間、適用しない。

(1) 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第21条の規定 平成26年3月31日

(2) 第4章の規定 平成26年9月30日

(検討)

3 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前項の規定による場合のほか、この条例の施行の日から5年を経過した日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成26年6月12日条例第30号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年10月7日条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。(後略)

附 則(平成28年3月23日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第30号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第2条(※注)及び次項から附則第4項までの規定は、平成32年4月1日から施行する。

(既存小規模飲食店の特例)

2 第2条(※注)の規定による改正後の受動喫煙の防止等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の14に掲げる対象施設のうち、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設に該当するもの(以下「既存小規模飲食店」という。)の施設管理者は、改正後の条例第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部を喫煙(改正後の条例第1条第1項に規定する喫煙をいう。)をすることができる区域(以下「喫煙区域」という。)とすることができます。

3 改正後の条例第12条第4項から第7項までの規定は、前項の規定により既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部に喫煙区域を設ける場合について準用する。

4 前項に規定する場合における改正後の条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第1項	又は第12条第1項	若しくは第12条第1項又は受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例 (平成31年兵庫県条例第16号。以下「改正条例」という。)附則第2項
第14条第4項	第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第1項
第16条第5項	第14条第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第14条第1項
第21条第1項	第12条まで及び第14条第2項	第12条(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。)まで及び第14条第2項並びに改正条例附則第2項
第24条第1項第2号	第21条第1項	第21条第1項(改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)
第24条第2項	第16条第5項	第16条第5項(改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)

(罰則に関する経過措置)

5 この条例(附則第1項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(※注) 受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第16号)第2条(平成32年4月1日施行条例)を指すものである。

別表(第9条—第11条、第14条、第16条、第21条関係)

番号	対象施設の区分	区域
1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 若しくは各種学校(初等教育又は中等教育を行うものに限る。)、保育所その他これに類するもの、認定こども園又は青少年教育施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域

2	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 (初等教育又は中等教育を行うものを除く。) その他これらに類するもの	当該施設の建物内及び敷地内の区域
3	病院、診療所又は助産所	当該施設の建物内及び敷地内の区域
4	薬局	当該施設の建物内及び敷地内の区域
5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 又は柔道整復師の施術所	当該施設の建物内及び敷地内の区域
6	官公庁施設 (1、3及び7に掲げる対象施設 の区分に該当するものを除く。)	当該施設の建物内及び敷地内の区域
7	児童福祉施設、母子・父子福祉施設その他こ れらに類するもの (保育所その他これに類す るもの及び認定こども園を除く。)	当該施設の建物内及び敷地内の区域
8	公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合い その他の用に供する施設	当該施設の建物 (鉄道の駅の屋外のプラット ホームを含む。) 内の区域
9	旅客の運送の用に供する列車又は船舶 (県内 に航路の起点及び終点があるものに限る。)	当該施設 (宿泊の用に供する個室の客室を除 く。) の区域
10	旅客の運送の用に供する自動車その他の車両 又は航空機	当該施設の区域
11	物品販売業を営む店舗	当該施設の建物内の区域
12	金融機関の店舗	当該施設の建物内の区域
13	宿泊施設	当該施設の建物 (客室を除く。) 内の区域
14	飲食店 (34に該当するものを除く。)	当該施設の建物内の区域
15	理容所又は美容所	当該施設の建物内の区域
16	公衆浴場	当該施設の建物内の区域
17	冠婚葬祭業を営む施設	当該施設の建物内の区域
18	火葬場又は納骨堂	当該施設の建物内の区域
19	集会場又は公会堂	当該施設の建物内の区域
20	展示場	当該施設の建物内の区域
21	図書館、博物館、美術館その他これらに類す るもの	当該施設の建物内の区域
22	劇場、映画館又は演芸場	当該施設の建物内の区域

23	観覧場	当該施設の建物内及び敷地内の区域
24	運動施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域
25	動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	当該施設の建物内及び敷地内の区域
26	遊技場、競馬場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
27	介護老人保健施設、介護医療院又は難病相談支援センター	当該施設の建物内及び敷地内の区域
28	社会福祉施設その他これらに類するもの (1、7及び27に掲げる対象施設を除く。)	当該施設の建物内の区域
29	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
30	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	当該施設の建物内の区域
31	駐車場	当該施設の建物内の区域
32	貸会議室業を営む施設	当該施設の建物内の区域
33	1から5まで及び7から32までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設	当該施設の建物内の区域
34	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内 の共用部分及び共用部分と壁等により 区画されていない部分	当該部分
35	1から34までに掲げる対象施設以外の対象施設	当該施設の建物内の区域

- 備考 1 この表の区域の欄に掲げる建物内の区域には、人の居住の用に供する区域その他これに準ずるものとして規則で定める区域を含まないものとする。
- 2 この表の13に掲げる対象施設の客室の区域とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の区域（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の区域を除く。）をいう。

受動喫煙の防止等に関する条例実施要領

平成24年3月30日制定

改正 平成25年2月5日

改正 令和元年6月11日

(趣旨)

第1条 この要領は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）及び受動喫煙の防止等に関する条例施行規則（平成24年兵庫県規則第21号。以下「規則」という。）の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(受動喫煙防止区域等の特例)

第2条 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める敷地内の区域は、精神病床を有する病院及び診療所（以下「特定施設」という。）において、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域（屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画された区域（以下「特例区域」という。）とする。

2 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 特例区域を、特定施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の区域に設置すること。
- (2) 特例区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならないこと。
- (3) 特例区域の入口に、次に掲げる事項を、別記様式を標準として表示すること。ただし、文字のみで当該規定による表示を行うことを妨げない。

ア 喫煙区域である旨

イ 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

